

平成 28 年 4 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および

「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」

(愛称:毎月倶楽部)

信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「アムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」(愛称:毎月倶楽部)(以下「各ファンド」といいます)につきまして、平成 28 年 8 月 4 日付で、信託終了(繰上償還)を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、法令に基づき、平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 5 月 16 日までの期間、上記の繰上償還に対する異議申立てを受付けておりますが、平成 28 年 4 月 13 日までに各ファンドの取得をお申込みになり、これに伴い取得した受益権が対象となります。それ以降に取得した受益権については異議申立ての対象とはなりません。また、異議申立ての受益権の合計口数が、平成 28 年 4 月 15 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還を行いません。

敬具

記

**繰上償還に係る異議申立ての手続きおよび日程**

- |                |                  |                   |
|----------------|------------------|-------------------|
| ①法定公告日         | 平成 28 年 4 月 15 日 | 日本経済新聞の朝刊に掲載      |
| ②異議申立期間        | 平成 28 年 4 月 15 日 | ～平成 28 年 5 月 16 日 |
| ③信託終了(繰上償還)予定日 | 平成 28 年 8 月 4 日  |                   |

各ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上

使用開始日:2016年2月5日

# アムンディ・米国政府機関証券ファンド

(為替ヘッジなし・為替ヘッジあり/毎月決算型)

(愛称) **毎月倶楽部**

追加型投信 / 海外 / 債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)およびアムンディ・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成27年8月8日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
アムンディ・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	北米	ファミリーファンド	なし
アムンディ・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

### ■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2015年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆5,141億円(2015年11月末現在)

### ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

### ■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

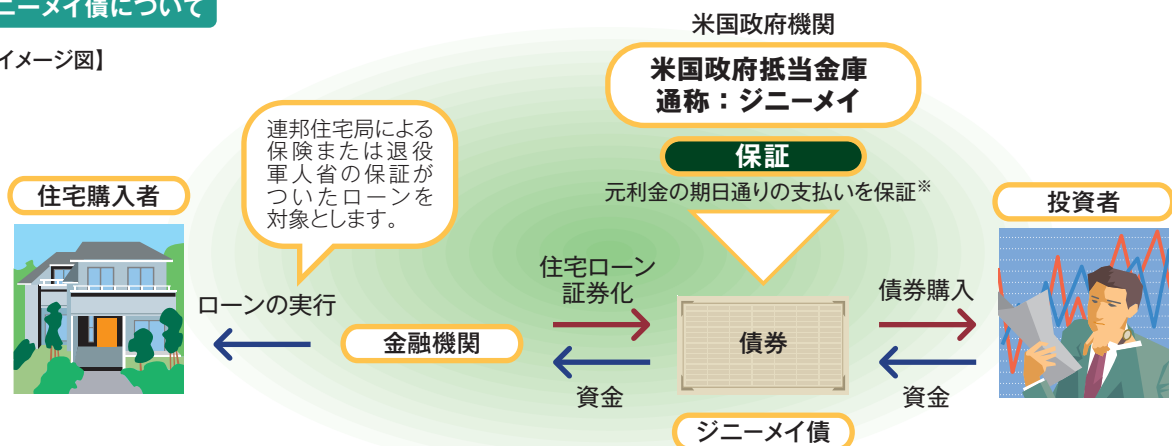
ファンドは、「アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 マザーファンドへの投資を通じて、主として米国のGNMA(ジニーメイ)パススルー証券(以下、「ジニーメイ債」といいます。)に実質的に投資します。

#### ジニーメイ債について

【イメージ図】



※米国政府等がファンドの元本および分配金を保証するものではありません。

- ジニーメイ債とは、住宅ローン債権を担保としたもので、住宅ローンに対する返済元利金から一定の手数料等を差し引いたものをそのまま持分にに応じて投資者に支払う(パス・スルーする)債券です。
- ジニーメイ債の裏付けとなる住宅ローンは、期日通りの返済のほかに繰上返済される場合があります。返済された住宅ローンの元金は投資者にパス・スルーされ、ジニーメイ債はその分期限前償還されます。

### 2 マザーファンドの外貨建資産にかかる運用指図の権限を、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク※に委託します。

※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント\*に属し、世界70カ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。

\*ドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント(AWM)部門のブランド名です。

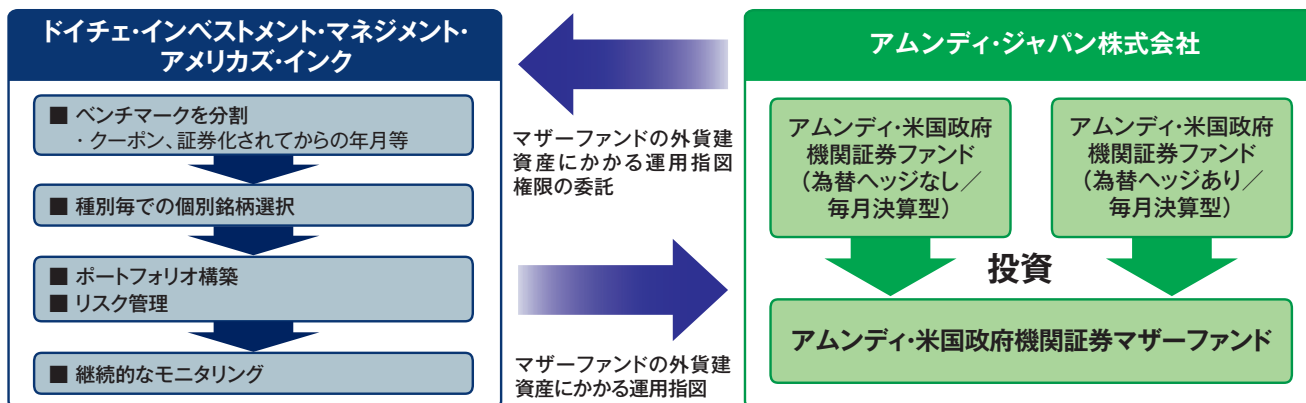
### 3 ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、マザーファンドの外貨建資産について、パークレイズ GNMA MBS インデックス※<sup>1</sup>をベンチマーク※<sup>2</sup>として運用を行います。

※<sup>1</sup> パークレイズ GNMA MBS インデックスは、ジニーメイ債を投資対象とする運用の代表的なベンチマークで、パークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。

※<sup>2</sup> ベンチマークとは、運用のパフォーマンス評価やリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。運用のパフォーマンスは、ベンチマークを上回ることもあれば下回ることもあります。ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ◎ ファンドの投資プロセス



\*ファンドの投資プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### ■ ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント概要

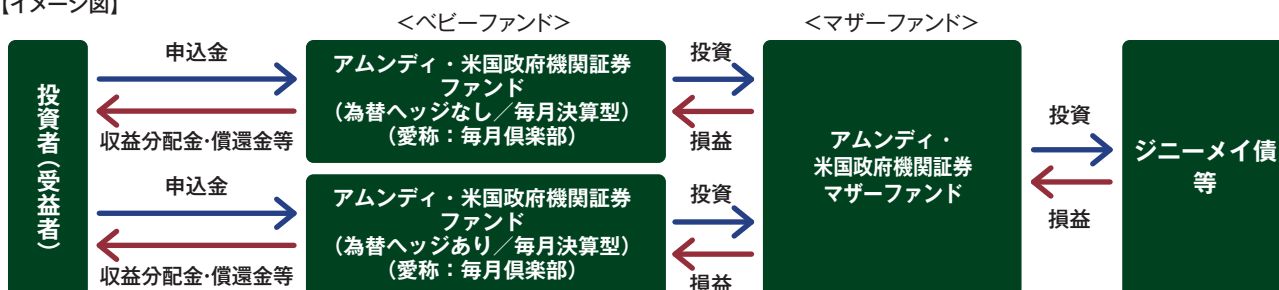
ドイツ銀行グループに属するグローバルな資産運用機関であり、世界主要都市に拠点を設け、約1兆890億ユーロ(約147兆円、1ユーロ=134.85円で換算。2015年9月末現在)の運用資産を有しています。

## ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式※で運用します。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

【イメージ図】



・各ファンドは、マザーファンドの他に、ジニーメイ債等に直接投資する場合があります。

## 主な投資制限

- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 分配方針

毎決算時(年12回。原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の方針に基づき収益分配を行います。

●分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

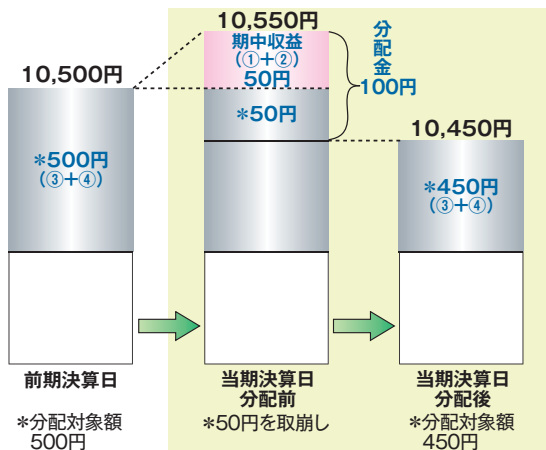
投資信託で分配金が支払われるイメージ



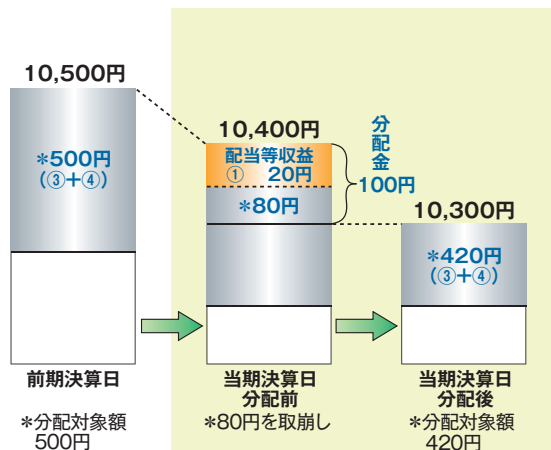
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

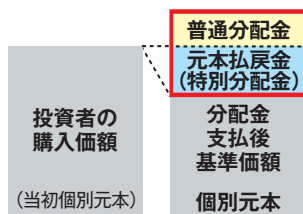


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

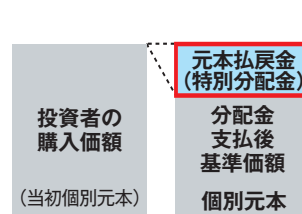
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として米国のジニーメイ債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ①金利変動リスク

ジニーメイ債は、他の債券と同様、一般に金利が上昇すると価格が下落し、金利が低下すると価格が上昇する性質があります。債券の価格が下落した場合は、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ②期限前償還リスク

ジニーメイ債には、住宅ローンの期日通りの返済や繰上返済に伴う期限前償還リスクがあり、償還差損が発生する可能性や、再投資リスク（償還金をもって再投資する場合、従前の利回りを確保できないリスク）があります。償還差損や再投資による利回りの低下が生じた場合にはファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ③為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ④信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。こうした状況が生じた場合または生じることが予想される場合には、有価証券等の価格が下落することがあります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ⑤流動性リスク

換金代金を手当てするために有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落することがあります。取引量が比較的小さな市場に投資する場合、期待される価格で売却できないことがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落する場合があります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### 1. ファンドの繰上償還

各ファンドは、受益権の残存口数がそれぞれ20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

### 2. ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

### 3. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

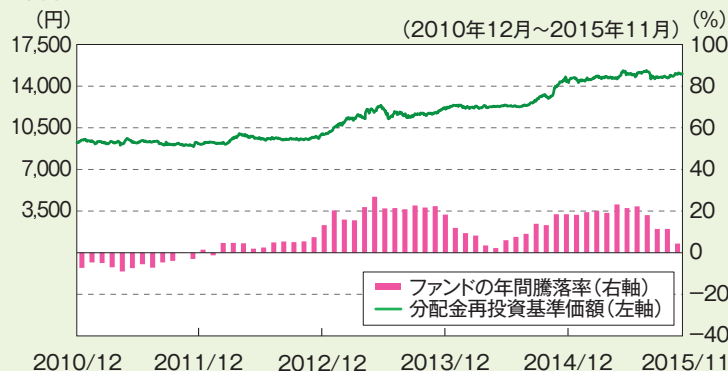
ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

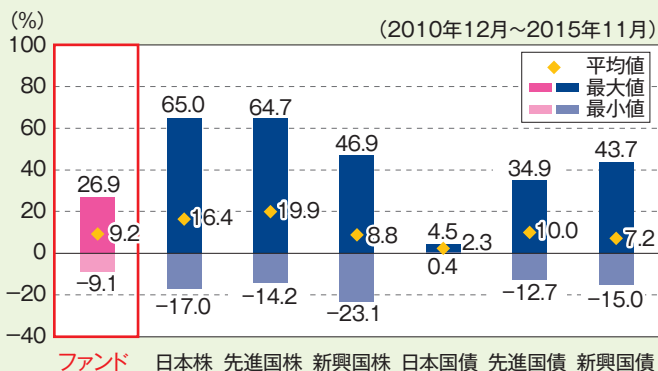
## (参考情報)

### ① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

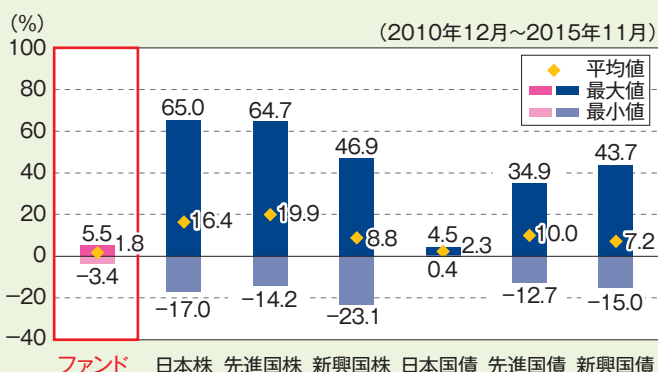
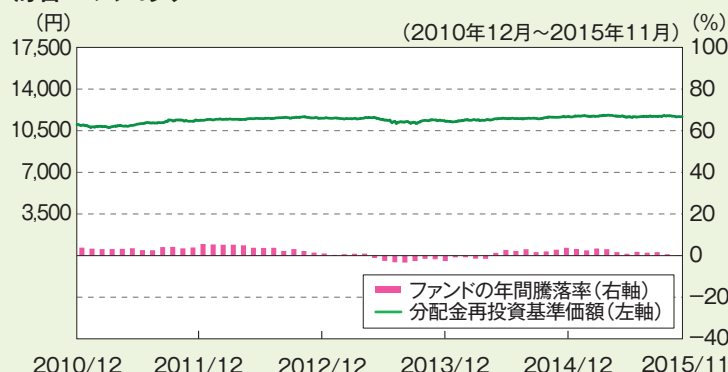
為替ヘッジなし



### ② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



為替ヘッジあり



- \*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- \*②の各グラフは2010年12月から2015年11月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- \*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### ○各資産クラスの指数について

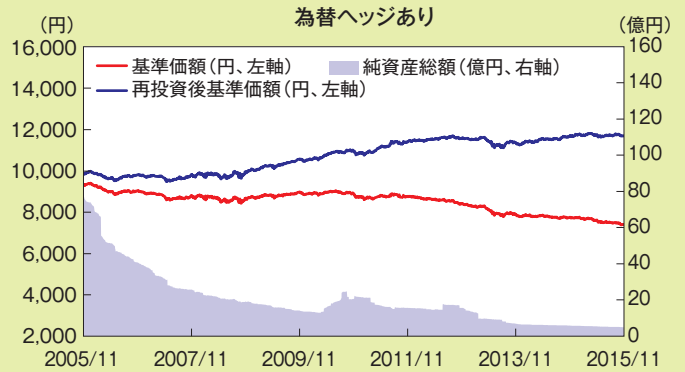
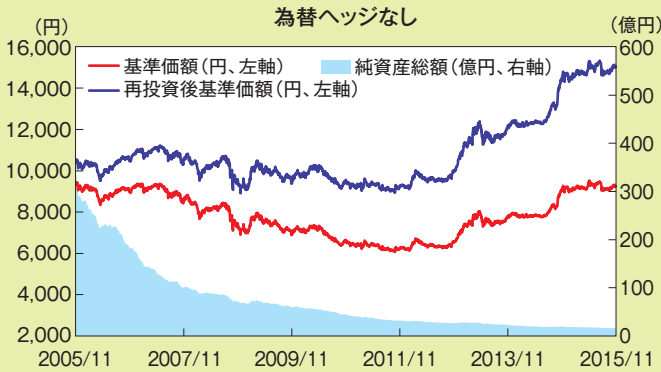
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。	
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。



## 基準価額・純資産の推移

### ◆基準価額・純資産総額の推移



基準価額 9,254円 純資産総額 15.9億円

基準価額 7,399円 純資産総額 4.9億円

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移

### ◆分配の推移

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
143期 (2015年 7月6日)	15円	30円
144期 (2015年 8月5日)	15円	30円
145期 (2015年 9月7日)	15円	30円
146期 (2015年10月5日)	15円	30円
147期 (2015年11月5日)	15円	30円

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
直近1年間累計	180円	360円
設定来累計	3,905円	3,940円

※分配金は1万口当たり・税引前です。  
 ※直近5期分を表示しています。

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、アムンディ・米国政府機関証券マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

### ◆資産配分 (アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド)

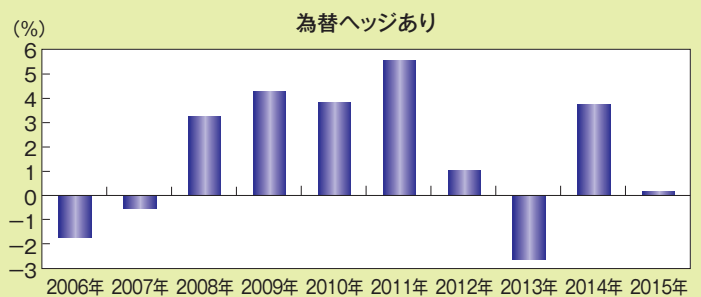
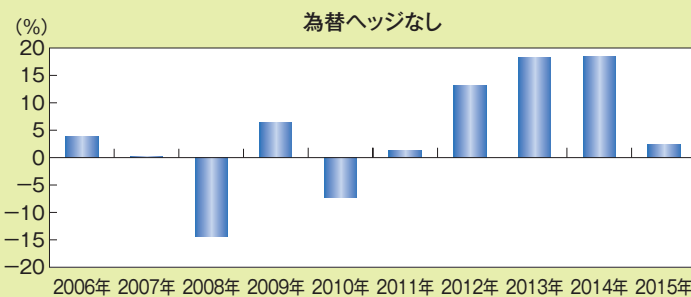
	比率(%)
ジニーメイ債	97.25
国債	0.00
その他資産	2.75
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する割合です。  
 ※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。  
 ※設定・解約のタイミングで組入比率の合計が100.00%を超える場合があります。  
 ※その他資産は、現金、未収利息等です。

### ◆組入上位10銘柄 (アムンディ・米国政府機関証券マザーファンド)

	銘柄名	比率(%)
1	GINNIE MAE 2 POOL MA0318	5.17
2	GINNIE MAE 2 POOL 3569	4.97
3	GINNIE MAE 1 POOL 794636	4.74
4	GINNIE MAE 1 POOL 621721	4.63
5	GINNIE MAE 2 POOL AA1052	4.43
6	GINNIE MAE 1 POOL 733595	4.29
7	GINNIE MAE 1 POOL 745094	4.27
8	GINNIE MAE 2 POOL MA0220	4.23
9	GINNIE MAE 1 POOL 710687	4.19
10	GINNIE MAE 1 POOL AC3738	3.76

## 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2015年は年初から11月30日までの騰落率を表示しています。  
 ※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。各申込コースの購入単位は以下の通りです。 <table border="1"><thead><tr><th>申込コース</th><th>購入単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般コース</td><td>1万口以上 1万口単位</td></tr><tr><td>自動けいぞく投資コース</td><td>1万円以上 1円単位</td></tr></tbody></table> コース名は異なる場合がありますので詳しくは販売会社にお問合せください。	申込コース	購入単位	一般コース	1万口以上 1万口単位	自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位
申込コース	購入単位						
一般コース	1万口以上 1万口単位						
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位						
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。						
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。						
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。						
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。						
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。						
購 入・換 金 申 込 日 受 付 不 可 日	ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、受け付けません。						
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。						
購 入 の 申 込 期 間	平成27年8月8日から平成28年8月5日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。						
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。						
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。						
信 託 期 間	無期限とします。(設定日：平成15年6月27日)						
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が20億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。						
決 算 日	年12回決算、原則毎月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。						
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。						
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドについて、5,000億円です。						
公 告	日本経済新聞に掲載します。						
運 用 報 告 書	毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。						
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。						
ス イ ッ チ ン グ	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。						

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### <投資者が直接的に負担する費用>

#### 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
1.62%(税抜1.5%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

#### 信託財産留保額

ありません。

### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

#### 運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.35%(税抜1.25%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[ 信託報酬の配分 ]

(年率)

各販売会社の純資産総額	信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
	役務の内容		
	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
500億円以下の部分	0.70%(税抜)	0.50%(税抜)	0.05%(税抜)
500億円超750億円以下の部分	0.60%(税抜)	0.60%(税抜)	
750億円超1,000億円以下の部分	0.55%(税抜)	0.65%(税抜)	
1,000億円超1,500億円以下の部分	0.50%(税抜)	0.70%(税抜)	
1,500億円超2,000億円以下の部分	0.45%(税抜)	0.75%(税抜)	
2,000億円超3,000億円以下の部分	0.40%(税抜)	0.80%(税抜)	
3,000億円超の部分	0.35%(税抜)	0.85%(税抜)	

毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社がドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカス・インクに支払う報酬額は、マザーファンドの信託財産の日々の純資産総額に次の報酬率を乗じて得た金額とし、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに委託会社の報酬から支払うものとします。

マザーファンドの純資産総額	報酬率
500億円以下の部分	年率0.375%
500億円超1,000億円以下の部分	年率0.325%
1,000億円超1,500億円以下の部分	年率0.275%
1,500億円超の部分	年率0.225%

◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。

#### その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
- ・ 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)
- ・ 信託財産に関する租税等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は平成27年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

